

香取市暴力団排除条例(案)の概要

○条例の趣旨

香取市暴力団排除条例は、市民の平穏な生活と事業活動の健全な発展に寄与することを目的に、暴力団の排除に関する基本理念や基本的施策、暴力団の排除のための必要事項を定めて、社会全体での暴力団の排除を推進するための条例です。

○条例の基本理念

暴力団排除は、暴力団が市民生活又は事業活動に不当な影響を生じさせる存在であるという認識の下に、「暴力団を恐れないこと」「暴力団に資金を提供しないこと」「暴力団を利用しないこと」を旨として、市、市民、事業者、県等の関係機関、暴力団排除に自主的に取り組む団体が相互に連携し、協力して暴力団排除を推進します。

○条例の基本事項

1 市の責務

市は、基本理念にのっとり、暴力団排除に関する総合的な施策の推進に努めるものとします。

また、暴力団排除の施策の推進に当たっては、国、県等の関係機関、その他の暴力団排除を目的とする団体と連携を図るよう努めるものとします。

市は、暴力団排除に資すると認められる情報を知ったときは、県、管轄署に当該情報を提供するものとします。

2 市民の責務

市民は、基本理念にのっとり、自らの意思で、能動的に暴力団の排除に取り組むことに努めるとともに、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めることとします。

また、暴力団排除に資すると認められる情報を知ったときは、市に対して当該情報を提供するよう努めることとします。

3 事業者の責務

事業者は、基本理念にのっとり、暴力団排除に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めることとします。

また、暴力団排除に資すると認められる情報を知ったときは、市に対して当該情報を提供するよう努めることとします。

4 市の事務等からの暴力団の排除

市民の税金である公金が暴力団の活動資金として利用されることを阻止するために、市の事務又は事業で暴力団に利益を与えないための措置を定めるもので、市は、公共工事の発注その他の事務の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団員等又は密接な関係を有すると認められる者の、市が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずるものとします。

5 市民等に対する支援

市は、市民が基本理念にのっとり暴力団排除に取り組むことができるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うものとします。

6 広報活動の充実等

市は、市民の暴力団排除に関する理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとします。

7 少年の健全な育成を図るための措置

物事の良し悪しを判断する能力に乏しい少年が安易に暴力団との関係を構築しないよう、その健全な育成を図るため、学校教育の中で暴力団排除に関する措置が講じられるようにするための規定です。

8 利益供与の禁止

市民及び事業者は、暴力団の威力を利用する目的での暴力団への利益供与は、社会的に認められる行為ではないという規範を明確にするために定める規定です。

これは、暴力団の勢力が維持されている原因の一つである「暴力団を利用する者」「暴力団を支援する者」「暴力団と共生する者」によって供与される利益を制限することと併せ、事業者が暴力団との関係を拒否する上での後ろ盾としてもらうための規定です。

9 委任

この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で別に定めます。